

ファミリー・サポート・センター 補償保険制度

会員は援助活動中の万が一の事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険に自動的に加入となります。保険料はセンターが負担します。

(1) 提供会員および依頼子ども傷害保険

提供会員や利用会員の子どもの活動中に傷害を被った場合に補償するものです。

【提供会員傷害補償】

提供会員の援助活動中(活動場所と自宅の往復途上を含む)の事故やケガをされた場合補償するもの。また交流会・研修会等の行事参加者のケガ等に対しても補償されます。熱中症・細菌性食中毒も支払いの対象となります。

事由	補償額	備考
死亡	500万	事故日より180日以内の死亡
後遺障がい	程度により 500万～15万	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3000円	事故日より180日以内を限度
手術	3000円×所定倍率	入院し、事故より180日以内に傷害のために手術を受けたとき
通院(1日)	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度

【依頼子ども傷害補償】

提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	300万	事故日より180日以内の死亡
後遺障がい	程度により 300万～9万	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3000円	事故日より180日以内を限度
手術	3000円×所定倍率	入院し、事故より180日以内に障害のために手術を受けたとき
通院(1日)	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度

(2) 提供会員賠償責任保険

提供会員が活動中、監督ミスで第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償するものです。

事由	補償額(限度額)
対人・対物(1事故につき)	2億円
見舞金・見舞品	50万円

(3) 提供会員災害見舞金制度

利用会員の子どもが提供会員の家族の身体・財物に損害を与えた場合に提供会員に対して支払われます。

ただし実損害額が3000円未満については免責となります。